

大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱運用基準

(目的)

第1条 大垣市雨水浸透施設設置推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用基準について定める。

(透水性舗装の種別)

第2条 要綱第2条における「透水性舗装」とは、次の各号に掲げる舗装をいう。

- (1) 透水性アスファルトコンクリート舗装
- (2) 透水性セメントコンクリート舗装
- (3) 透水性平板ブロック舗装
- (4) 透水性インターロッキングブロック舗装
- (5) その他市長が適当と認める透水性舗装

(透水性舗装に関する技術基準)

第3条 要綱第3条第1項における雨水浸透施設の設置工事に関する技術基準は、別表に定めるもののほか次の各号に準拠する。

- (1) 雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編
- (2) 雨水浸透施設技術指針（案）構造・施工・維持管理編

2 市長は、前項の規定に関わらず特別な理由があると認める場合は、技術基準を別に定めることができる。

(交付の条件)

第4条 要綱第8条において、市長が定める条件は次の各号による。

- (1) 補助事業者は、自己の責任において雨水浸透施設の適正な維持管理を行い、浸透能力を継続しなければならない。
- (2) 補助事業者は、雨水浸透施設の機能が劣化または破損した場合には、清掃または補修等により浸透機能を回復しなければならない。
- (3) 補助事業者は、雨水浸透施設の浸透機能を維持するため年1回以上の定期点検を実施しなければならない。
- (4) 市長は、補助事業者が要綱第16条第1項に定める処分の制限期間内に雨水浸透施設を廃止したときは、既に交付した補助金の一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合

は、この限りではない。

(5) 市長は、この要綱に基づく補助金により設置した雨水浸透施設に変形、破損等が生じ、補助事業者又は第三者に事故、損害、問題等が生じても、その責めを負わないものとする。

(6) 補助事業者は、この要綱に基づく補助金により設置した雨水浸透施設を第三者に譲渡等しようとするときは、その第三者に当該条件を引き継がせるものとし、その旨を第三者に説明しなければならない。

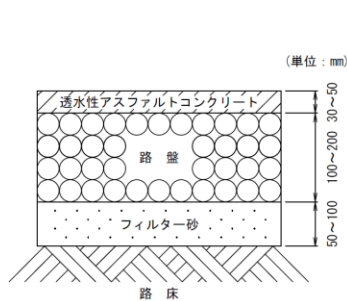
(その他)

第5条 雨水浸透施設の設置により、大垣市宅地開発指導要綱に基づく排水施設設置に関する各種諸元及び技術的細目を緩和するものではない。

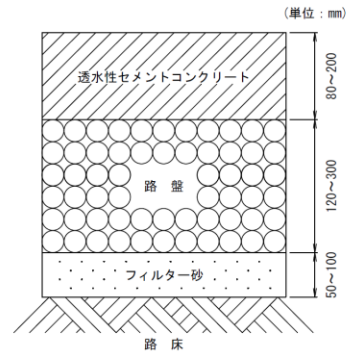
附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する

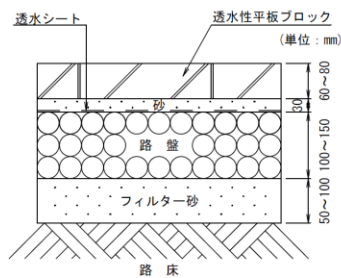
別表第1 (第3条関係)



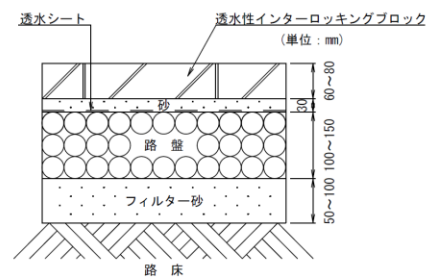
(1) 透水性アスファルトコンクリート舗装



(2) 透水性セメントコンクリート舗装



(3) 透水性平板ブロック舗装



(4) 透水性インターロッキングブロック舗装